

児童デイサービス ネムの木園
重要事項説明書
(放課後等デイサービス)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 光志福祉会
所 在 地	香川県丸亀市川西町南 2 5 8 番地 1
電 話 番 号	0 8 7 7 - 5 8 - 7 7 0 7
代 表 者 氏 名	理事長 喜井 規光
設 立 年 月 日	平成 2 3 年 2 月 2 5 日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	放課後等デイサービス事業
事 業 の 目 的	放課後等デイサービスの実施
事 業 所 の 名 称	児童デイサービス ネムの木園
事 業 所 の 所 在 地	香川県丸亀市川西町南 2 5 8 - 1
電 話 番 号	0 8 7 7 - 5 8 - 7 7 0 8
管 理 者 氏 名	清水 実央
事業所の運営方針について	障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
開 設 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域

丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡、仲多度郡

4. 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (ただし 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。)
受 付 時 間	午前 9 時 3 0 分から午後 1 7 時 3 0 分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午後 9 時 3 0 分から午後 1 7 時 3 0 分 土曜祝日、長期休暇中は午前 9 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	指定基準
管理者	1（兼務）		児童指導員及び保育士の総数 児童数10人まで2人以上 （うち、常勤者1人以上）
児童発達支援管理責任者	1（兼務）		
児童指導員	2（専従）		
保育士	2（専従）		
その他従業者	1（専従）		

6. 受給者証の確認（契約書代3条関係）

「住所」及び「通所利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに児童デイサービス ネムの木園までお知らせ下さい。また、管理者や児童発達支援管理責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださるようお願いいたします。

7. 提供するサービス計画と通所利用者負担額

(1) 「個別支援計画」

児童デイサービス ネムの木園では、「個別支援計画」を定めて、サービス提供します。心身に配慮し、安全の為に一時的に施設する場合もあります。

「個別支援計画」は、市が決定したデイサービスの「支給量」と利用者の意向や身体の状態を踏まえて作成します。

児童デイサービスの利用に対しては、障害児通所給付費が支給されます。障害児通所給付費はネムの木園が代理受領いたしますので、利用者からは受給者証の記載内容に基づき

通所利用者負担額（利用者の負担能力に応じ市町が決定する額）をお支払いいただきます。

（通所利用者負担額の上限等について）

(2) 通所利用者負担額は、放課後等デイサービスご利用の状況（利用日数）により月々の額が変わりますが、市が上限月額を定めています。

(3) サービス利用に要する下記の費用は、障害児通所給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められる費用。（おやつ代50円）

(4) 通所利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条第2項参照）

前記(2)及び(3)の費用は、1ヶ月ごとに計算して、翌月10日までに請求書を送付します。支払い方法は、原則自動引落としとさせていただきます。特別な理由がない限り、翌々月の10日までにご入金下さい。

金融機関口座からの自動引落し

ご利用できる金融機関：全ての金融機関

自動引落し：翌々月の10日

(5) 利用者の都合により、個別支援計画で定めた放課後等デイサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、児童デイサービス ネムの木園までご連絡下さい。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則として1ヶ月前までにご説明します。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

児童デイサービス ネムの木園では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 児童の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第4項参照）

児童デイサービス ネムの木園では、児童の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者負担となります。）

9. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

サービスに対する苦情やご意見、通所利用者負担額のお支払いやサービス利用者に関するご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

◆利用者からの苦情相談窓口

相談窓口担当者	清水 実央		
受付日	毎週月曜日～土曜日		
電話番号	0877-58-7708	FAX番号	0877-58-7718
受付時間	午前9時30分～午後17時30分		

◆利用者負担額のお支払いやサービス利用に関するご相談

相談窓口担当者	清水 実央		
受付日	毎週月曜日～土曜日		
電話番号	0877-58-7708	FAX番号	0877-58-7718
受付時間	午前9時30分～午後17時30分		

令和 年 月 日

指定障害児通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき児童デイサービス ネムの木園の
行う放課後等デイサービスの説明を行いました。

管 理 者 清水 実央 ⑩

説 明 者 名 清水 実央 ⑩

私は、本書面に基づき事業者から児童デイサービス ネムの木園の行う放課後等デイサービスの
説明を受け、指定障害児通所支援の提供の開始に同意しました。

利 用 者 住所

児 童 氏名

保 護 者 氏名 ⑩